

権限の明示

●当社の損害保険募集における権限は、各取扱保険会社の保険契約の媒介、または締結の代理権を有しています。締結の代理権を有する場合には、当代理店と契約が成立した場合、損害保険会社と直接契約されたものとなります。なお、当代理店の取扱保険商品の中には告知受領権を有する商品もあります。お客様に告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と違う場合は、ご契約が解除や無効になり、保険金をお支払い出来ないことがありますので、正しく告知いただきますようお願いいたします。

●当社の生命保険募集における権限は、お客さまと申込先の保険会社の生命保険契約の媒介を行い、契約締結の代理権はありません。また、生命保険募集人には告知受領権はありません。告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師だけが有しており、生命保険募集人に口頭でお話し頂いても告知した事にはなりませんので、告知書面へのご記入をお願いいたします。なお、保険会社が承諾した時に保険契約は有効に成立します。